

9・10月号

江戸川区議会議員

月刊田中けん vol.32



区議会「一人の会」無所属 2006年9月15日発行

禁煙マークは、区民の健康を願う田中けんを象徴しています。

平成18年6月30日 区議会「一人の会」一般質問

通告に従い質問します。2006年5月、北米トヨタにおけるセクハラ事件が報道されました。米国では、このような裁判で原告が勝訴すると、被告となった企業には犯罪防止義務を怠ったとして、懲罰的賠償金が科せられます。今回の事件では、その額が45億円になるとも報道されました。

セクハラとは一般的に「性的嫌がらせ」と訳されます。セクハラと聞いて、通常イメージされる光景は、卑猥な言葉を投げかけたり、相手の同意も無しに体を触ったりすることを言うようです。

しかし、セクハラを単に「性的嫌がらせ」と日本語化するのは誤訳です。单なる「性的嫌がらせ」では、セクハラの本質を理解することは到底できません。日本でセクハラと言われる行為は、そのほとんどが痴漢と言うべき行為でしょう。ではなぜ痴漢をセクハラとは言わないのか。それは痴漢によって行われる一方的な性的嫌がらせには、そこに暴力があっても権力が無いからです。

セクハラが成立する必要不可欠な要件は、そこに権力があるというです。具体的には上司と部下。教師と生徒。議員と秘書のような関係の中で発生する性的嫌がらせがセクハラに該当します。だからこそ、セクハラとは身近な上位者から下位者へと向けられる権力犯罪と言えます。この小さな権力構造による犯罪は誰もがその加害者や被害者になる可能性と危険性があるものなのです。

しかし、セクハラが両者だけの問題であれば、世間を震

info@t-ken.jp

R100

古紙配合率100%の再生紙を使用しています

お名前と連絡先をご記入の上、「月刊田中けん」への感想文を送って下さい。匿名にてご紹介します。ただし紙面の都合により短文化します。多数の御意見をお待ちしております。

弁護士の無料法律相談を受付中

詳しくは、03-5662-7755 まで。(平日は午後からの受付です)

特集

平成18年6月30日
区議会「一人の会」
一般質問



撼させることは無かったでしょう。殴った、殴られたのよ
うな暴行罪のように、加害者の賠償と社会的制裁程度
問題は解決するはずです。

しかし実態は違います。責任は加害者のみならず、権力
の源泉を保証した企業全体にまで及ぶのです。だからこ
そ米国では、加害者である個人の資産を大きく超えた億
円単位の賠償金が原告に対して支払われることを可能と
させたのです。直接の加害者で無いにせよ、対策をしなか
った、現状を放置したとなれば、経営者の責任も問われ、
場合によっては辞任を余儀なくされることもあり得るの
です。

つまりセクハラ対策とは、人権擁護の側面よりも、企業
防衛としての危機管理として、経営者たちに理解されて
きたのだと言えます。

ですから、多田区長におかれましても、江戸川区役所を守
るという観点から、真剣にこの質問に対して耳を傾けて
ください。

米国企業ではどこも巨額の賠償金を請求されないよう
に対策を取っています。これ即ち企業の危機管理を徹底
することが必要に迫られているからです。新聞報道によ
りますと、セクハラ防止のために、社内恋愛は届け出制に
している企業もあるそうです。恋愛関係が破綻したときに、
これまでの交際が無理やりであったと、訴えられないよ
うに、恋愛証明書まで発行している企業もあるとのこと
です。

江戸川区役所の中でも、職場結婚をした職員はたくさんいるはずです。その陰には、結婚に至らず別れてしまったカップルもたくさんいたことでしょう。あまりにもオープンな職場恋愛は、潜在的にセクハラが発生するリスクを抱えることにもなります。よって、江戸川区役所でも、職場恋愛は禁止する、または届け出制にして、恋愛証明書の発行も検討に値するかと思いますが、区長のお考えはいかがなものでしょうか。

このような話をすると決まって笑い出し、真剣に考えない人もいます。そのような人は危機意識が低すぎます。到底責任ある立場に立てる人だとは思いません。権力が犯罪の源泉に有ると言うことを考えれば、問題はセクハラのみに限定はされないので。上司が率先して良好な職場環境作りをしてこなかったとなれば、それ即ち、企業全体の責任が問われる事件へと発展する可能性を持つのです。

セクハラ以外にも、パワーハラスメントやスマートハラスメントのように、働きやすい労働環境が実現されずに、苦労された職員も多数いたはずです。

過去の事例です。事務所での禁煙・分煙が徹底されず、劣悪な職場環境が原因で健康被害を受けたとして、区職員から江戸川区が訴えられたことがありました。2004年の判決により、江戸川区は敗訴しています。賠償命令は5万円でした。つい最近も区職員によるセクハラまがいの行為があったとの報告を助役から受けました。これらの件に関して、区長の見解をおうかがいしたいものです。

企業防衛の意識が進む中、問題を未然に防ぐことを目的とした制度を行政機構にも取り入れるべきだと思います。江戸川区が敗訴して、支払われるお金は区民の貴重な税金であることを、区長はもっと真摯に理解してください。

念のために皮肉を込めて言いますが、セクハラ対策とは、セクハラがあってもそれを隠蔽し、無かったこととして、結果、江戸川区が責任を取らなくても済む対策などでは決してないことを事前にお伝えしておきます。

さて、それでは最後にまとめて5つ区長にお尋ねします。

1. 北米トヨタのセクハラ事件に対して、特に企業責任として支払われる懲罰的な賠償金についてどのように思われますか。
2. その意味が正確に伝わってこなかつたにせよ、セクハラ自体は古い言葉ではありません。江戸川区における危機管理はまだまだ不十分だと思います。マニュアルを充実させて、しっかりした対策をするべきだと思いますが、いかがでしょうか。
3. セクハラ対策としての職員研修は、新人職員に対してではなく、むしろ部長・課長のような管理職にこそ必要なはずです。今後、管理職向けの職員研修を充実させるべきだと思いますが、いかがでしょうか。
4. 2004年、江戸川区は職員からの訴えにより敗訴しています。被害を受けた原告に対して、区長はどのようなお考えをおもちでしょうか。直接お会いして謝罪などはされましたでしょうか。
5. 最後に、セクハラの危険性を含む職場恋愛全般についてのご見解をお聞かせ下さい。

以上、私の第一質問を終わります。

区長の回答

お答えいたしますが、私は、なんと申しましょうか、常識というものをいろいろ、どのようなものかということを考えながら、余り違和感のないお答えでまいりたいと思いますが、北米トヨタの問題は、外国における事例でありますから、北米における社会的なコンセンサスというものがどういうことかということによりますので、ちょっと私もコメントができないのでございます。

セクハラというものは、権力的なものを背景にということですが、そういうものも多いと思うのですが、しかし、そうでないものもあるわけでありまして、つまりは倫理観、あるいは人間的な、つまりお互い尊敬し合うという関係がしっかりできていれば、それは上司部下であれ、あるいは同僚同士であれ、そういうことにはならないということがありますから、特にどこに向かってどうということではなく、その職場全体をそうした高い次元の常識というものをお互いが持ち合うように努力するということかと思います。場合によって、その組織が責任を問われるということもあり得ると思います。そのことに対する危機管理といいましょうか、そういったことも確かにそれは考えておくべきことだと思います。

セクハラ研修云々とありましたが、このセクハラ研修もないわけではありませんが、どういうことをやっているかは総務部長から具体的にお話をさせていただきます。

たばこの敗訴の問題ですが、実は2年前の判決でありますから、その事態が起こった時点というのは平成6、

7年の次代のことになります。当時、まだ分煙とか何かがそれほど大きな話題にならない時代に起きたものでございますが、本人は、それは分煙対策ができていなかったからだということを5年後に裁判として提起いたしました。自分が医師の診断書をもって、この職場を変えてくれということを言ったのにもかかわらず、そうしてくれなかったと。1ヶ月後にそれが実現したわけでありますが、それで30万円を要求したわけでございます。裁判官はそのことについて、当時は当時の状況があったけれども、現状の中で江戸川区の分煙対策はしっかりできているということを評価いたしました。判決文の中で。それから、特にその人物とたばこの被害との因果関係には触れておりませんので、コメントしておりません。しかしながら、20万円の要求に対して、診断書を提示して職場を変えてくれということについて、2ヶ月それをやらなかつたということは認めましょうということで、5万円の判決を出しました。

これが一昨年のことでございまして、私ども、確かに貴重な5万円でございますから、控訴すべきかどうかということは、一応それは考えたのでありますが、ただ、私も法律の専門家のお話を聞かせていただきました。恐らくこの判決の意図するところは、2年前というと、相當に分煙、あるいは受動喫煙ということが、健康増進法などもできておりまして、非常に社会的な関心の高い中での判決でありますから、裁判官としては社会に対する、そういった諸般の問題に対する警鐘として、この判決をだしていると受け

止めた方がいいでしょうねと、こういうことでございました。あえて、これに対して控訴するということは、江戸川区のこの種のことに対する意識を問われることになるかもわかりませんと。ここは、それで決着をつけた方がいいのでしょうか。中身は、これは勝訴ですと。中身は、実質的には勝訴ですと、そういうふうなコメントをもらいまして控訴をしなかったと、こういうことでございます。

職場恋愛は、私は大いにあってもいいのではないかと思うのでございます。職場恋愛の結果、幸せな家庭を築いている私ども職員もたくさんおりまして、大変模範的な家庭を維持している、これを何か規制するということは大変な人権侵害でないかと思います。

総務部長：セクハラ研修の件でございますけれども、当然これは人権上許されない行為でもございまして、セクハラをする方がその気がなくても、相手がそう思えばこれはそういうものでございまして、そういったことも含めまして、職員の意識啓発というんですか、こういったことについては、

節目節目にやっているところでございます。特に、懲戒処分のこともありますけれども、これにつきましては、この辺も処分にきちんと組み入れまして、しかも職員に周知して、こういうことをすればこうすることになるんです、場合によっては免職にもなります、こういうようなことで、いわゆる懲戒処分の指針もつくって、しかも職員には周知をしているところでございます。

部課長、管理職の自覚研修ということでございますけれども、これにつきましても、節目節目にやるということでございます。

それから、こういうことがあったよということにつきましては、私ども職員課もそうでございますけれども、労働組合の方にもそういう窓口を設けておりまして、そういうことを受けてまして、客観的に委員会という形で、内部的にそういう組織を持っておりますけれども、そういった形で対応していきたいと、こういうことでこれからも組織の危機管理というものは徹底してまいりたいと、こう考えております。

海外視察に関する見解

海外視察資料

年度	コース 訪問都市	団員 調査期間 経費	調査項目	年度	コース 訪問都市	団員 調査期間 経費	調査項目	旅行業者	年度	コース 訪問都市	団員 調査期間 経費	調査項目	旅行業者
1983	●ヨーロッパ ロンドン(英) ジュネーブ(スイス) ストックホルム (スエーデン) ハンブルグ(西独) パリ(仏)	10名 15日間 —	1.福祉行政 2.教育・文化行政 3.文化都市の建設 4.保険行政 5.産業の振興	1989	●オーストラリア・ ニュージーランド ブリスベン(豪) クライストチャーチ (ニュージーランド) シドニー(豪) ゴスフォード(豪)	13名 11日間 —	1.健康づくり 2.福祉行政 3.産業振興 4.文化・教育・コミュニティ 5.街づくり	近畿日本ツーリスト 海外旅行虎の門支店	1996	●ヨーロッパ イスタン布尔(トルコ) アテネ(ギリシャ) ローマ(イタリア) ジュネーブ(スイス) パリ(仏)	14名 15日間 19,731,160円	1.街づくり 2.防災行政 3.福祉行政 4.環境行政	近畿日本ツーリスト 海外旅行虎の門支店
1984	●ヨーロッパ ロンドン(英) ケルン(西独) ミュンヘン(西独) チューリッヒ(スイス) パリ(仏)	10名 15日間 —	1.健康づくり 2.福祉行政 3.産業振興 4.文化・教育・コミュニティ 5.街づくり	1991	●ヨーロッパ マルメ(スエーデン) ルツェルン(スイス) ベルリン(西独)	11名 15日間 —	1.健康づくり 2.福祉行政 3.産業振興 4.文化・教育・コミュニティ 5.街づくり	日本交通公社 海外旅行虎の門支店 地方自治海外研修企画室	1997	●オーストラリア タイ・フィリピン シドニー ゴスフォード パース(豪) バンコク(タイ) ボンロビオ・マニラ (フィリピン)	7名 13日間 8,860,870円	1.福祉行政 2.街づくり 3.健康行政 4.国際化	日本交通公社 ジェイネット東京支店
1985	●ヨーロッパ ロンドン(英) ウイング(オーストリア) プラハ(ハンガリー) チューリッヒ(スイス) パリ(仏)	10名 16日間 —	1.健康づくり 2.福祉行政 3.産業振興 4.文化・教育・コミュニティ 5.街づくり	1992	●オーストラリア・ ニュージーランド オークランド (ニュージーランド) クライストチャーチ (ニュージーランド) ゴスフォード(豪) シドニー(豪)	12名 13日間 —	1.健康づくり 2.福祉行政 3.産業振興 4.文化・教育・コミュニティ 5.街づくり	近畿日本ツーリスト 虎の門海外旅行支店	2000	●ドイツ・フランス ベルリン(独) フライブルク(独) ティペルバーグリニョン (仏)	12名 11日間 8,895,560円	1.介護保険制度 2.街づくりの中の バリアフリー 3.環境教育関係 4.都市交通(LRT) 5.ごみ処理施設	近畿日本ツーリスト 虎の門支店
1987	●アメリカ・カナダ ニューヨーク(米) ボストン(米) ワシントン(米) サンフランシスコ(米) トロント(加)	11名 15日間 —	1.街づくり 2.福祉行政 3.文化・教育行政 4.健康づくり 5.産業行政	1993	●アメリカ・カナダ ニューヨーク(米) トロント(加) メキシコ(南米) ロサンゼルス(米)	13名 15日間 —	1.街づくり 2.福祉行政 3.産業振興 4.文化・教育・コミュニティ 5.街づくり	近畿日本ツーリスト 虎の門海外旅行支店	2001	●アメリカ バンクーバー デビス ペタルマ ロサンゼルス ラスベガス (同時多発テロにより自粛)	—	1.子育て支援 2. Ministry of Children and family Development 3. クラブツリー・コーナー・サービス 4. 教育関係 5. 環境問題(デビス市役所) 6. IT行政(PETALUMA NET)	近畿日本ツーリスト 虎の門支店
1988	●オーストラリア・ ニュージーランド オークランド (ニュージーランド) メルボルン(豪) シドニー(豪) ゴスフォード(豪)	15名 10日間 —	1.教育行政 2.産業行政 3.福祉・文化行政 4.議会活動 5.姉妹都市交流	1995	●アメリカ・カナダ ニューヨーク(米) ワシントンDC(米) ロサンゼルス(米) アトランタ(米) トロント(加)	12名 15日間 14,976,880円	1.街づくりと防災対策 2.産業行政 3.福祉行政 4.情報化社会における メディアの役割 5.平和	日本交通公社 提携販売新宿営業部	2002	●オーストラリア アデレード メルボルン ホバート・シドニー	10名 10日間 8,428,700円	1.子育て支援関係 2.教育関係 3.IT関係 4.環境関係	近畿日本ツーリスト 虎の門支店

※これは現存する資料を元に区内に報告する区政情報であり、1983年以前については、議員の海外視察が行われていなかったということを証明する情報ではありません。

また1995年以前の海外視察に関しては、経費や旅行業者に関する情報が不明な場合があります。

マスコミや一部政党が大々的にキャンペーンを張ったこともあって、議員の海外視察は、無駄遣いの代名詞かのように思われています。

しかし、私はそれでも議員の海外視察は必要だという立場から、自分の見解を述べます。お聞き下さい。

議員の海外視察に関する批判は、大きく分けると3つあります。

1. 夜遊びなどが中心の旅行

2. お金の無駄遣い

3. 成果がない

それについて検証します。

まず、「1. 夜遊びが中心の旅行」だという指摘については、何ら反論はありません。率直に反省すべきでしょう。一時、マスコミで大々的に取り上げられたように、視察先で賃貸をしてしまう人もいれば、ゴルフやギャンブルをして遊ぶ人もいるでしょう。これは各議員の

人間性を信じるしかありません。広い意味で、仕事中における立ち振る舞いのことですから、議員の良識を信じて、遊び中心の視察にならないようとするしかないでしょう。このような遊びに関するお金を公費負担するのは論外ですが、私費負担だとしても、視察中のことですから、仕事中として望ましい行動とは言えないと思います。

次に「2. お金の無駄遣い」について。今回お示しした江戸川区における海外視察資料を見ていただけるとあわかりのように、以前の江戸川区議会では、1995年から1997年に行われた海外視察の場合、1人あたりの金額が120万円～140万円にもなっています。それに比べ2000年と2002年に行った海外視察では、1人あたりの金額が70万円から80万円になっています。1人あたりの金額とは、行った場所にもよりますし、旅行期間や参加人数の多少により、増減しますから、この数字からだけでは、一概に「無駄遣い」とは言えませんが、全体を考える上で目安にできる数字です。

この中で、私は1995年と2000年の海外視察に参加しました。2つの視察におけるお金の使い方の違いについてお伝えします。1995年時は、まだ議員の海外視察に対する批判がない時代でした。実際に参加してみると以下のようでした。飛行機はビジネスクラス。視察先から視察先への移動は飛行機。ホテルは一流ホテル。毎食昼夜

コース料理。高い酒は飲み放題。このような具合です。本当に「大名旅行」と言われても仕方がないほどのお金のかけ方でした。

それが2000年になると、議員の海外視察に対する批判が高まり、江戸川区議会もそれを意識して、海外視察を考えるようになりました。飛行機のビジネスクラスは同じでしたが、旅先での移動には観光バスを使い、外国内での飛行機の使用を少なくしました。ホテルは二流ホテル。食事は、毎食コース料理はやめて、時々自費による自由な食事ができる日を設けました。酒は、飲む人が多少多くお金を払うことに決めました。この結果、旅行期間が4日間少なかったという理由もありますが、124万円かかっていた1人あたりの費用を74万円まで下げるることができました。

このように海外視察であっても、努力すれば費用がかからない視察のあり方を探ることは可能です。ですから、2週間で120万円の経費がかかっていた海外視察を高すぎるから、2週間で70万円にしろという世論は妥当だとおもいます。ここで70万円と書いたのは便利的なものであって、これが50万円でも40万円でも構いません。しかし、海外視察はお金がかかりすぎるから、辞めてしまえと言う世論は、私からすれば暴論だと思います。なぜならば、海外に行けば、何かしら議員が勉強して帰って来て、その成果を区民に還元することができるからです。

私の場合、1995年のアメリカへの視察では、アメリカにおける禁煙・分煙政策が徹底していることを、身をもって体験できました。サンフランシスコの防災センターも見ることができました。ここなどは、一人の観光客として行ったのでは決してみられないような場所でした。議員視察だからこそ見られた場所だと思っています。2000年のドイツでは、ゆとりある街づくりにより、広い道路により渋滞の少ない大都市のあり方を見てきました。大都市でありますながら、人口過密を避けて暮らしやすい街並みを作ることができるという意味では、いま現在、私の理想の都市モデルが、この年視察したベルリンになっています。またこの時の視察では、ユダヤ人強制収容所のダッハウ収容所もあわせて視察できました。

このように海外視察は、現在、江戸川区政における禁煙・分煙の徹底という私の主張や、都市における過密化の緩和についての主張を後押しする体験となっています。

つまり「2. 成果がない」ということは決してありません。このような話をすると、ある人は、決まって、次のようなことを言います。「そのような外国事情については、本を読み、勉強すればわかるのではないか。何も外国まで行く必要はない」という批判です。

議員視察で勉強できる体験とは、私一人が学んでもダメなのです。それより、私の主張に耳を傾けない、かたくなな他の議員たちと一緒に体験することに「議会全体の意思が変わるかもしれない」という意味があるのです。私だけがこのことを本で読んで理解しても、議会で多数派の人たちの同意は得られません。それに、本を読めば事足りるという意見は、サッカー・野球・相撲は、すべてテレビで見た方が良い。球場や会場に行って、試合を見る必要はないという意見に似ています。

しかし、現実はどうでしょうか。何万円と言われるワールドカップの高額チケットが、飛びように売れるのです。この現象を一つ取ってみても、現場に行く重要性は誰よりも国民が理解しているはずです。議員の視察も同じです。現場の雰囲気を体験してこそ、その事情をより強く区政に反映できると思います。海外視察に反対している政党でさえ、国内視察には行っているのです。彼らとて、視察そのものを否定しているのではなく、視察に経費がかかりすぎる体質を批判していると考えるべきであり、それを持ってして、海外視察を中止した方がいいという意見に私は賛成しません。

2週間で70万円とか、50万円ならば、決して高い費用がかかる海外視察とは言えませんが、それでも経費の問題だと言うのであれば、私はその経費分だけでも、議員定数を削減すればよいという考え方です。江戸川区議会の慣例だと海外視察は任期4年内、1回だけ行くことができます。この経費が仮に1人100万円だとすれば、議員定数46名で4600万円の経費がかかる計算になります。議員1人あたりにかかる経費として、議員報酬と政務調査費を合わせた額を年間1200万円だと仮定すれば、4年間で4800万円になります。つまり議員定数を一人削減するだけで、議員全員の海外視察に関わる経費は簡単に捻出できる計算なのです。

海外視察に限らず、江戸川区民のために議員となった以上、議員にはたくさん勉強する機会を持たせるのが肝要であります。議員を勉強させ、働かせるために使う公費は惜しむべきではないというのが、田中けんの持論であります。

「月刊田中けん」を買ってください (形を変えた政治献金のお願い)

この月刊紙は区内駅前を中心にお配りしています。制作には、1枚10円で1万部発行により、毎回約10万円の費用がかかります。田中けんの政治活動を経済的に支えてください。

ただし透明な政治資金にするため、扱いは全て銀行振込にします。それらの合計が年間5万円を超える場合には、政治資金規制法第12条により、対象者の氏名・住所・職業などが公表されます。ご協力をよろしくお願ひします。



料金振込先

みずほ銀行

小松川支店

普通 1015472

田中けんを応援する会

「月刊田中けん」を配ってください

読者の中から「月刊田中けん」を手配りしてくれる方を募集しています。手配りと言っても、駅前に立って私と一緒に配布してくれと言うわけではありません。まとまった「月刊田中けん」をご自宅までお届けしますので、それをご近所や知り合いの江戸川区民にお渡しして欲しいのです。

少しでも、ご協力いただける読者がおられましたら、是非、ご連絡をください。

03-5662-7755 または、info@t-ken.jp こちらまで。

【勝手に推薦】各種銀行ランキングで、常に上位で評価される新生銀行(0120-456-860)。インターネットを使った振込手数料は月5回まで無料。セブンイレブンや郵便局のATM利用は、毎日24時間手数料無料。キャッシュカードは、海外のATMでも、自分の銀行口座から引き落として、直接、現地通貨が手に入ります。便利です。おすすめします。【勝手に推薦】

高速道路の無料化



江戸川区
議会

自宅事務所

〒132-0021 江戸川区中央4-25-14
電 話 03-5662-7755
E-mail info@t-ken.jp

禁煙の徹底

プロフィール

1966年 江戸川区生/松江三中卒 墨田川高校卒 千葉大学教育学部卒
○1995年4月 江戸川区議会議員選挙 (2789票・41位)当選
○1999年4月 同選挙 (4282票・16位)当選
●2001年6月 東京都議会議員選挙 (12394票・8位)落選
○2003年4月 江戸川区議会議員選挙 (4103票・15位)当選
江戸川トライアスロン連合会長、ホームヘルパー2級、スペイン語を勉強中

人口過密の解消

ホームページからは、田中けんがテレビ出演したときの映像を、動画にてご覧いただけます。

www.t-ken.jp